

「パリ日本文化会館・日本友の会」会則

第1章 総則

第1条 本会は、日仏両国首脳の合意に基づき設立されたパリ日本文化会館（以下、会館と称する。）が、日仏および日欧間の文化交流の拠点として幅広い活動を展開していくことを目的に、民間支援を推進する。

第2条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（1）会館事業に対してパリ日本文化会館支援協会を通じて事業費支援を行うこと。
（2）民間の会館利用の円滑化をはかり、事業拡大・向上のための支援を行うこと。
（3）本条各号のほか、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第3条 本会は、「パリ日本文化会館・日本友の会」

(仏語: Amicale au Japon pour la Maison
de la culture du Japon à Paris)

と称し、主たる事務所を東京都におく。

第2章 会員

第4条

1. 本会は、本会の趣旨に賛同し会館事業に協力する法人または団体および個人を以て構成する。
2. 会員は、事業支援金を支払うものとする。但し、会員が途中退会した場合、支払い済みの事業支援金は返還しない。

第5条 本会の存続期間は、会員総会が本会の諸目的が達せられたものと判断した時までとし、その場合、会員はその資格を失う。

第3章 組織

第6条 本会に次の役員をおき、会長、委員をもって運営委員会を組織する。

- | | | | |
|-----|------------------------------------|---|-------------------------|
| (1) | 会長 | 1名 | |
| (2) | 顧問 | 1名 | |
| (3) | 会員総会で選任された委員 | 10名以内 | |
| (4) | 役職により当然に就任する委員
(以下、権利メンバーと称する。) | ・社) 日本経済団体連合会
・社) 日本経済団体連合会
・日本商工会議所
・国際交流基金 | 会長
事務総長
会頭
理事長 |
| (5) | 監事 | 2名以内 | |

第7条

1. 委員は権利メンバーを除き、会員総会において選任する。
2. 委員の任期は、権利メンバーを除き、会員総会で選任されたときから翌々年度に開催する会員総会終結のときまでの2年間とし、再任を妨げないものとする。
3. 権利メンバーの任期は、当該役職の任期と同一とする。
4. 役員は無報酬とする。

第8条

1. 会長は委員（権利メンバーを含む。以下、同様。）の互選による。
2. 会長は、本会を代表し、会員総会を招集し、その議長となり会務を総理する。

第9条

1. 運営委員会は、本会の重要事項を審議し、会館事業支援の推進に関する提言を行う。
2. 運営委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行う。但し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第10条

1. 顧問、監事は会長が原則として会員の中から指名し、これを委嘱する。
2. 顧問は、運営委員会に関して必要な助言を行う。

第11条 監事は会長、顧問、委員を同時に兼ねることはできない。

第4章 会 員 総 会

第12条 会員総会は、会長が招集し、原則として年1回、会計年度終了後速やかに開催し、本会運営のための最高意思決定機関としての役割を果たす。

第13条 会員総会においては、次にあげる事項を決議・報告する。

- (1) 会則の変更
- (2) 委員の選任
- (3) 決算の承認
- (4) その他

第14条

1. 会員総会の決議は、会員の過半数が出席した会員総会で、出席会員の過半数をもってこれを行う。但し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
2. 会則の変更および解散に関する決議は、会員の過半数が出席し、出席会員の3分の2以上をもってこれを行う。

第15条

1. 会員総会における議決権は各一個とする。
2. 会員は、他に議決権を委任することができる。

第5章 会 計

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 本会の収支計算は、その年度の終了後、監事の監査を経て会員総会の承認を得なければならない。

第6章 事務局

第18条 本会の目的達成のため事務局を設け、効率的な運営に務める。

第19条 事務局には事務局長および事務局員をおく。

第20条 事務局長および事務局員の選任等は、会長が決定する。

第21条 事務局長は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

第7章 附 則

第22条 本会則に定めのない事項については、運営委員会で審議して決定する。
なお、運営委員会が重要事項に該当すると判断した事項については、会員総会に付議するものとする。

以 上

<本会則の施行・変更>

1998年7月29日 施行

2006年5月18日 第2条 変更

第4条 変更

第5条 変更

第6条 変更

第7条 変更

第8条 変更

第9条 変更

第10条 変更

第12条 変更

第13条 変更

第14条 変更

第15条 変更

第17条 変更

第21条 新設

第22条 変更

